

東部大阪都市計画特定用途誘導地区の決定（東大阪市決定）

都市計画特定用途誘導地区を次のように決定する。

種類	面積	建築物等の誘導すべき用途	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	備考
特定用途誘導地区 (荒本北二丁目地区)	約1.8ha	別表第1の通り	別表第2の通り	—	—	—	

別表第1

大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積が1,000㎡を超える施設
--

別表第2

当該建築物の全部又は一部を誘導すべき用途に供する建築物の容積率の最高限度は60/10とする。
--

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理由

東大阪市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域（荒本・長田駅周辺エリア）に位置する荒本北二丁目地区において、不足する都市機能誘導施設（店舗面積1,000㎡を超える商業施設）の立地誘導を積極的に図るため、荒本北二丁目地区地区計画の策定とあわせ、特定用途誘導地区を指定するもの。




総括図

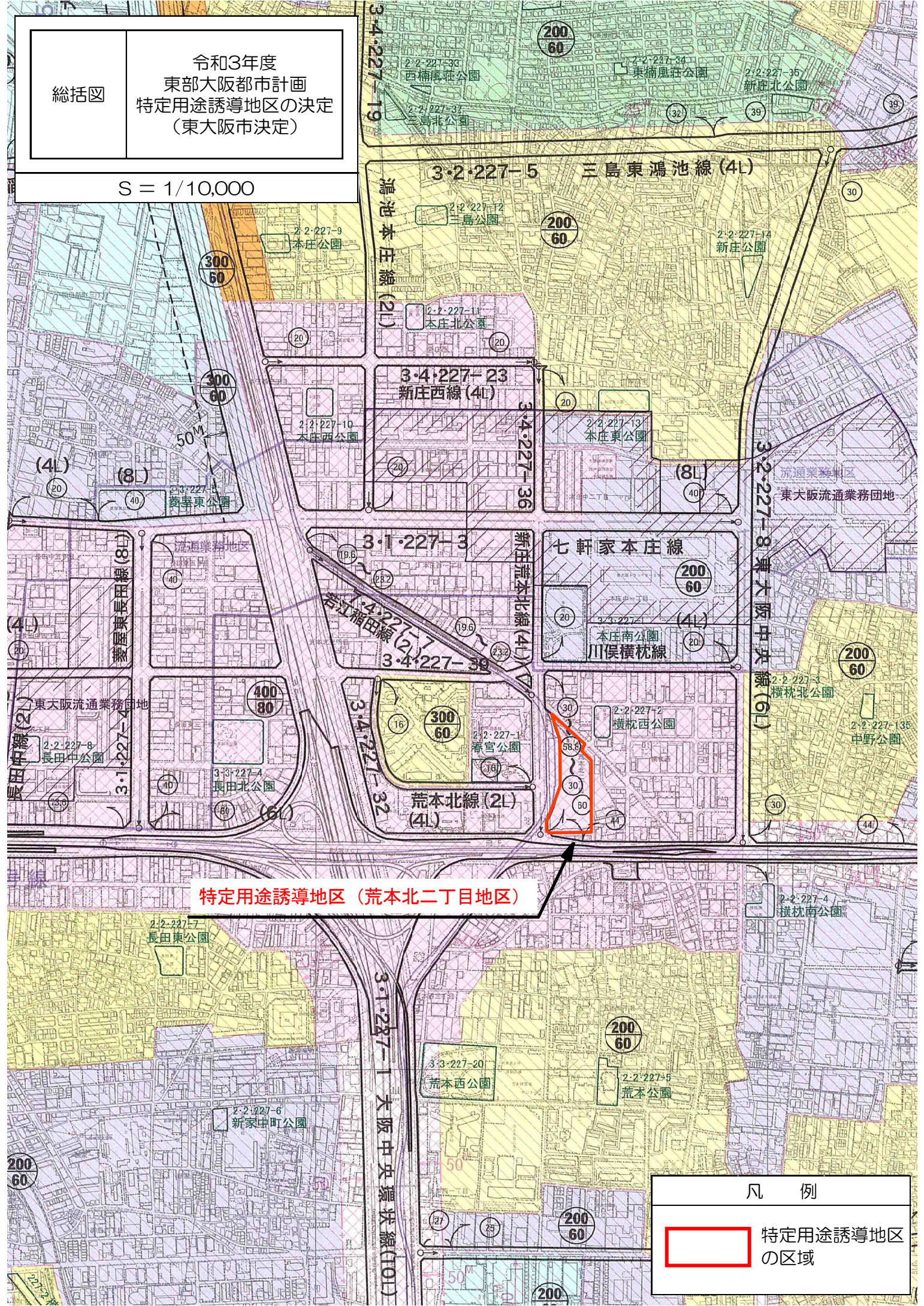
令和3年度  
東部大阪都市計画  
特定用途誘導地区の決定  
(東大阪市決定)

S = 1/10,000

特定用途誘導地区 (荒本北二丁目地区)

凡 例

 特定用途誘導地区  
の区域

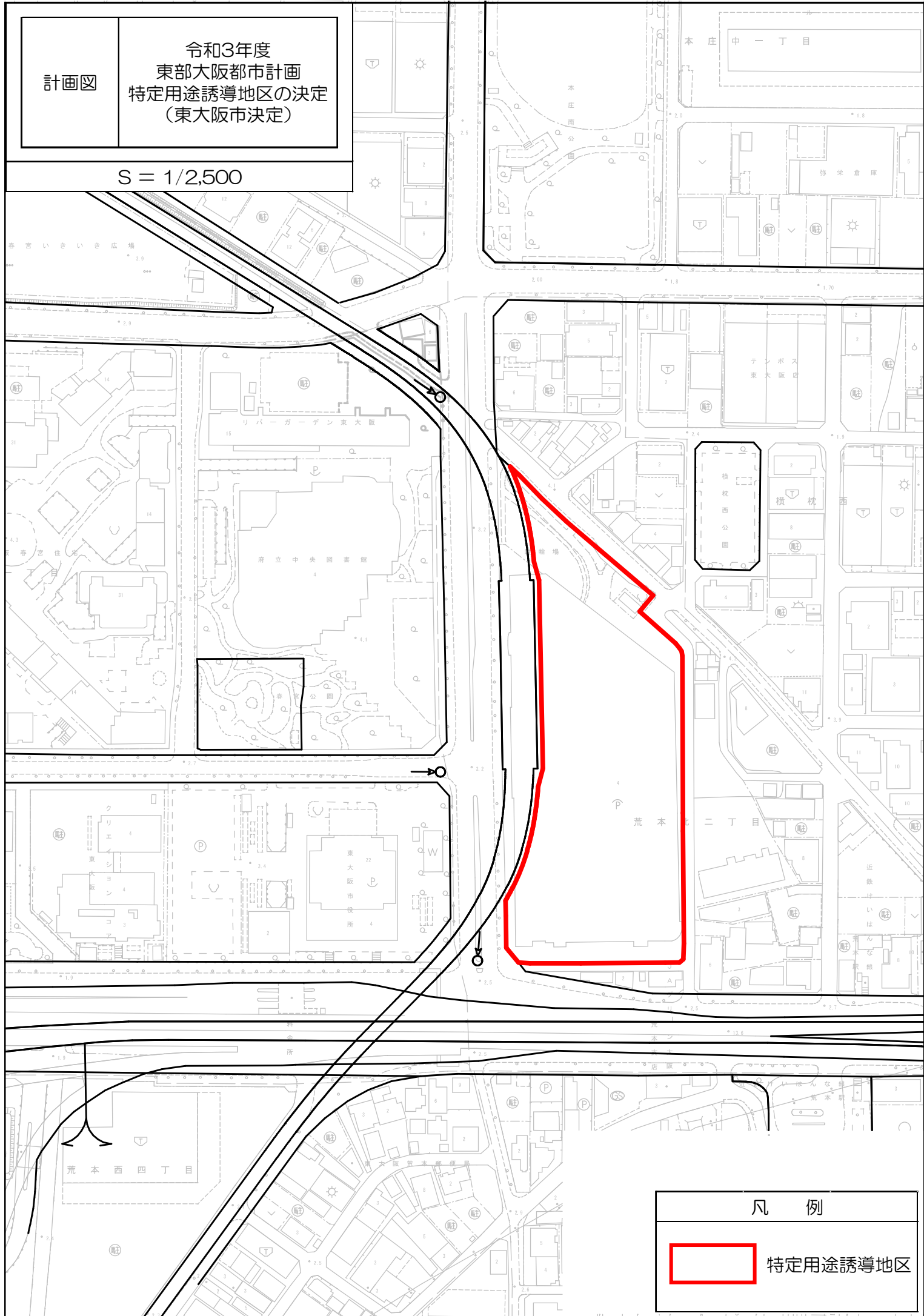




計画図

令和3年度  
東部大阪都市計画  
特定用途誘導地区の決定  
(東大阪市決定)

S = 1/2,500



凡 例



特定用途誘導地区